

広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十四号

広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則

広島県港湾施設管理規則（昭和二十八年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「は」を「」とは」に改め、同条に次の二項を加える。

2 この規則において「身体障害者等」とは、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害がある者であつて、同法第十五条の規定により本人又はその保護者が身体障害者手帳の交付を受けているものをいう。

3 この規則において「ETCシステム」とは、有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第一条に規定するETCシステムをいい、「料金徴収設備」、「車載器」及び「識別カード」とは、それぞれいづれも同省令第四条第一項第一号に規定する料金徴収設備、車載器及び識別カードをいう。

第二条第三項ただし書中「第六条ただし書」を「第六条第三項」に改める。

第四条の二を次のように改める。

第四条の二 削除

第五条第一項第四号を次のように改める。

四 身体障害者等が自動車（次のイからハまでのいづれにも該当するものに限る。）を運転して臨港道路海田大橋を通行する場合の通行料 五十円

イ 当該身体障害者等又はこれと生計を一にする者が所有する自動車であること。
ロ 営業用の自動車でないこと。

ハ 乗用自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）別表第一に掲げる普通自動車、小型自動車又は軽自動車であつて、乗車定員十人以下の乗用のものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は乗用自動車と類似した構造及び機能を有すると認められるライトバン等の貨物自動車であること。

第五条第一項第四号の二を同項第四号の三とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 身体障害者等（別表上欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる程度の障害があるもの及び同表上欄に掲げる障害が二以上あつて、その障害の総合の程度が同表下欄に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）又は療育手帳の交付を受けている者（障害の程度が重度と判定されているものに限る。以下この号において同じ。）を乗車させて、その移動のために介護者が自動車（次のイからハまでのいづれにも該当するものに限る。）を運転して臨港道路海田大橋を通行する場合の通行

料 五十円

イ 身体障害者等若しくは療育手帳の交付を受けている者又はこれらと生計を一にする者（これらの者が自動車を所有していない場合にあつては、身体障害者等又は療育手帳の交付を受けている者を継続して日常的に介護している者）が所有する自動車であること。

ロ 営業用の自動車でないこと。

ハ 乗用自動車又は乗用自動車と類似した構造及び機能を有すると認められるライトバンの等の貨物自動車であること。

第五条第三項中「第一項第四号」の下に「又は第四号の二」を加え、「身体障害者の」を「障害者の」に改め、「身体障害者手帳」の下に「又は療育手帳」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、ETCシステムを使用して徴収される通行料の減額を受けようとする場合にあつては、臨港道路海田大橋の料金所において、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に規定する福祉に関する事務所において発行された証明書に基づいて必要な事項の登録がなされた識別カードによつて車載器を作動させ、当該必要な事項を料金徴収設備に記録しなければならない。

第五条第四項中「第一項第四号の二」を「第一項第四号の三」に改める。

第七条第二項中「回数通行券及び」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第五条関係）

障害の区分		視覚障害	聴覚障害	肢体不自由			内部障害	
障害の程度（身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級による。）		一級から三級までの各級及び四級の1	二級及び三級	上肢不自由	下肢不自由	体幹不自由	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	心臓機能障害
				一級、二級の1及び二級の2	一級、二級及び三級の1	一級から三級までの各級	上肢機能障害	じん臓機能障害
							移動機能障害	呼吸器機能障害
				一級及び二級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	一級から三級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	一級から四級までの各級	一級から四級までの各級	一級から四級までの各級

	ぼうこう又は直腸の機能障害	一級から三級までの各級
	小腸機能障害	一級から四級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	一級から四級までの各級
	肝臓機能障害	一級から四級までの各級

別記様式第十四号の二を次のように改める。

様式第14号の2 削除

附 則

この規則は、広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成二十二年広島県条例第十六号）附則第一項本文の規則で定める日から施行する。